

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6月26日

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松橋 正明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内 1丁目 6番 1号

【電話番号】 03(3211)3041

【事務連絡者氏名】 常務執行役員企画部長 清水 健

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1丁目 6番 1号

【電話番号】 03(3211)3041

【事務連絡者氏名】 常務執行役員企画部長 清水 健

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

2026年6月22日開催の当社第25回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

変更の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の員数の上限を9名から11名に変更いたしました。

(2) 優先株式の発行を可能とするために、当該株式に関する諸規定を追加いたしました。

第2号議案 取締役10名選任の件

舟竹泰昭、松橋正明、脇田珠樹、樽谷光生、岡徹、高藤悦弘、平子裕志、木原民、渋谷健及び松尾美香の各氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、三谷香氏を補欠監査役に選任するものであります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び内容一部改定の件

取締役に対して導入している業績連動型株式報酬制度を継続し、併せて取締役の報酬と会社業績との連動性をより一層高めるため、業績指標の内容について、当社取締役会で決定できるように内容一部改定を行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 決議の結果 | |
|--|------------|------------|------------|---------|----|
| | | | | 賛成比率(%) | 可否 |
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 9,363,519 | 233,704 | 0 | 97.44% | 可決 |
| 第1号議案 取締役10名選任の件 | | | | | |
| 舟竹 泰昭 | 9,378,663 | 218,550 | 0 | 97.60% | 可決 |
| 松橋 正明 | 9,363,651 | 233,561 | 0 | 97.45% | 可決 |
| 脇田 珠樹 | 9,476,496 | 120,718 | 0 | 98.62% | 可決 |
| 樽谷 光生 | 9,476,267 | 120,947 | 0 | 98.62% | 可決 |
| 岡 徹 | 9,480,772 | 116,442 | 0 | 98.66% | 可決 |
| 高藤 悦弘 | 9,452,050 | 145,165 | 0 | 98.37% | 可決 |
| 平子 裕志 | 9,453,058 | 144,157 | 0 | 98.38% | 可決 |
| 木原 民 | 9,454,502 | 142,713 | 0 | 98.39% | 可決 |
| 洪澤 健 | 9,496,727 | 100,488 | 0 | 98.83% | 可決 |
| 松尾 美香 | 9,499,603 | 97,612 | 0 | 98.86% | 可決 |
| 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | |
| 三谷 香 | 9,518,994 | 78,219 | 0 | 99.06% | 可決 |
| 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式 報酬制度の継続及び内容一部改 定の件 | 9,494,686 | 102,522 | 0 | 98.81% | 可決 |

(注) 第1号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を保有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
第2号議案及び第3号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を保有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
第4号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 当該株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会の前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から確認できた議決権の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。